

平成26年度

中小企業関係の税制改正

設備投資関係

平成二十六年度税制改正では、我が国の大部分を占める中小企業者等に対する税制措置の創設や拡充などが図られています。その中から中小企業関連の設備投資減税について見ていきます。

I 生産性向上設備投資促進税制の創設

1 制度の概要

産業競争力強化法の税制支援措置として、青色申告書を提出する法人が、同法の施行日（平成二十六年一月二十日）から平成二十九年三月三十一日までの間に、生産等設備を構築する先端設備又は生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等（表参照）をして、国内の事業の用に供した場合には、取得価額の五〇％（建物及び構築物は、

二五％）の特別償却と取得価額の四％（建物及び構築物は二％）の税額控除（法人税額の二〇％が限度）との選択適用ができる生産性向上設備投資促進税制が創設されました。また、平成二十八年三月三十一日までの間に取得したものに

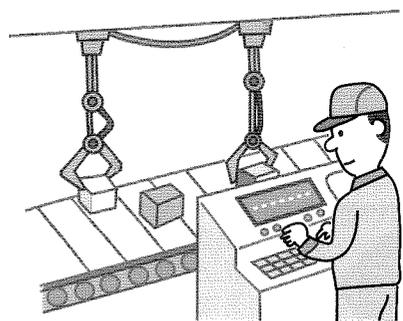
一定規模以上の設備	
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
建物、建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの（一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。）

ついては、普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）と取得価額の五％（建物及び構築物は三％）の税額控除との選択適用ができます。

2 対象設備

先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアを指し、ソフトウェアについては、中小企業者等が取得等をした場合に限られます。なお、先端性に係る設備要件とは、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 最新モデル（例 機械装置 一〇年以内、器具備品六年以内、ソフトウェア五年以内に発売されたものなど）
- ・ 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均一％以上向上するもの
- ・ ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等するソフトウェア組込型機械装置に関しては、一〇年以内に販売が開始されたもので最新モデル及び最新モデル



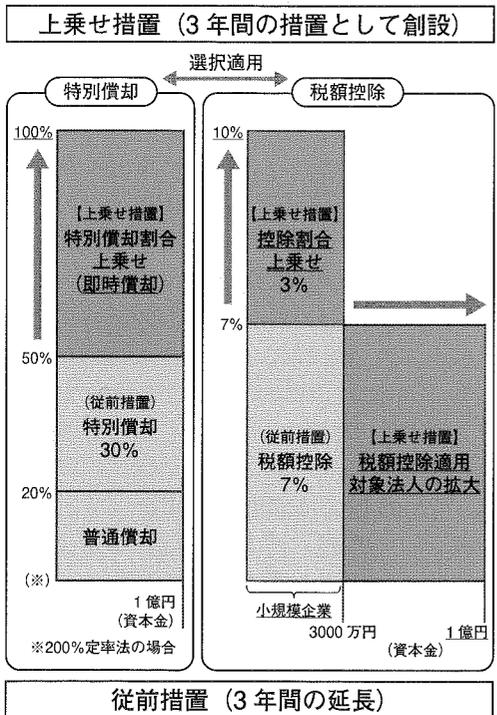
ルの一つ前のモデルとし、ソフトウェアには、旧モデル比の生産性向上要件は不要とされています。

一方、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性向上に係る要件を満たすことについて、経済産業局の確認を受けた投資計画（投資利益率一五％（中小企業者等は五％以上）に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアとされています。

3 適用関係

平成二十六年一月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

改正概要 【適用期間：3年間（平成28年度末まで）】
 ※上乗せ措置は平成26年1月20日から適用



の間に生産性向上設備等を取
 し、事業の用に供した場合に適
 用されます。

II 中小企業投資促進税制

1 制度の内容

青色申告書を提出する中小企
 業者等（資本金一億円以下）が、
 一定の機械・装置等を取
 国内にある事業の用に供した場
 合には、その事業の用に供した
 事業年度に普通償却に加え基準
 取得価額の三〇％相当額の特
 償却を上乗せできるものです。
 また、特定中小企業者等（資本

2 改正の内容

適用対象に、平成二十六年一
 月二十日から平成二十九年三月
 三十一日までの間に、生産性向
 上設備投資促進税制における特
 定生産性向上設備等を取
 製作し、その指定事業の用に供
 した場合には、上記の措置の適用
 を受けないときは、その用に供
 した日を含む事業年度において、
 その取得価額から普通償却限度

金三千万円以下）の場合は、特
 別償却に代えて基準取得価額の
 七％相当額の税額控除との選択
 適用が認められています。

額を控除した金額までの特別償
 却（即時償却）と取得価額の七
 ％相当額の特別税額控除との選
 択適用ができる措置が、特定中
 小企業者等だけでなく資本金一
 億円以下の中小企業者等にも追
 加されました。

また、特定中小企業者等がそ
 の指定事業の用に供したもの
 ついては税額控除の割合が、七
 ％から一〇％へ拡充されました
 （図参照）。

なお、特別税額控除額につい
 ては、改正前の措置と合計して
 当期税額の二〇％相当額を限度
 とし、控除限度超過額は一年間
 の繰越しができることとされて
 います。

3 適用関係

この改正は、平成二十六年一
 月二十日以後に特定生産性向上
 設備等の取得又は製作をする法
 人の平成二十六年四月一日以後
 に終了する事業年度分の法人税
 について適用されます。また、
 平成二十六年四月一日前に終了
 した事業年度において平成二十
 六年一月二十日から同年三月三
 十一日までの間に、特定機械装
 置等のうち特定生産性向上設備

等に該当するものの取得等をし、
 指定事業に供した場合には、平
 成二十六年四月一日を含む事業
 年度において、前記の措置と同
 様に特別償却相当額又は特別税
 額控除相当額の償却又は繰越税
 額控除ができます。

**III 少額減価償却資産の取得
 価額の損金算入の特例**

1 制度の内容

中小企業者等の取得価額三
 〇万円未満の減価償却資産（建
 物、機械装置、器具備品、ソフ
 トウェア等）を対象に全額即時
 損金算入を認める措置です。

2 改正の内容

中小企業のパソコンや経理事
 務ソフトウェアなどの少額減価
 償却資産の投資の促進やパソコ
 ンのOS「ウィンドウズXP」
 のサポート期限が切れることに
 伴うパソコン、ソフトウェア等
 の入替えの対応を図るため、適
 用期限が二年延長されました。

3 適用関係

平成二十八年三月三十一まで
 の間に取得し、事業に供した減
 価償却資産について適用されま
 す。

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）

1. 制度の概要

都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額が控除されます。控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要です。

控除される所得税・個人住民税は次のとおりです。

- ① 所得税…（寄附金－2千円）×所得税率（0～40％（※））を所得控除
- ② 個人住民税（基本分）…（寄附金－2千円）×10％を税額控除
- ③ 個人住民税（特例分）…（寄附金－2千円）×（100％－10％（基本分）－所得税率（0～40％（※））

※（復興特別所得税を加算）

- ①、②により控除できなかった寄附金額

を、③により全額控除（所得割額の1割を限度）します。この結果、例えば年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されることになります。

2. 地方公共団体から謝礼を受けた場合

寄附者が特産品等を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。なお、その年中に他に一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じません。

所得税法で定める各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれます。ふるさと納税の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので、法人からの贈与により取得するものと考えられます。

したがって、特産品等に係る経済的利益は一時所得に該当します。

法人成りした場合の一括償却資産の必要経費算入

一括償却資産として処理した個々の資産について、譲渡、除却等の事実が生じた場合でも、その個々の資産の取得価額に対応する金額を譲渡所得等の金額の計算上、取得費として控除したり、損失として計上することはできず、三年間にわたり均等償却を続けることになっています。

一方、一括償却資産の相続があった場合、その取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、原則として死亡した日の属する年分の事業所得等の必要経費に算入することとし、例外的に相続により業務を承継した者の必要経費に算入しても差し支えないものとされています。

これらの取扱いからすると、法人成りの場合には、事業が廃止され、その事業を承継する人もいないため、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、全て廃業した日の属する年分の事業所得の必要経費に算入します。

給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるかどうかの判定

源泉所得税の納期の特例制度は、給与等の支払を受ける者が常時一〇人未満の源泉徴収義務者に限り認められている制度です。この「常時一〇人未満である」かどうかは、平常の状態において一〇人未満であるかどうかにより判定します。

例えば、労働者を日々雇い入れることを常態とする場合には、たとえ常雇人の人数が一〇人未

満であっても、日々雇い入れる者を含めて常時一〇人未満でなければ、この特例を適用することはできません。

なお、労働者を日々雇い入れることを常態としない者が、繁忙期には臨時に使用した人数を含めると給与の支払を受ける者が一〇人以上となるような場合には、納期の特例を適用することができません。